第九条の見出し中「電子証明書」を「署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書」に改め、同条中「が電子証明書」を「が署名用電子証明書」に改め、同条第一号中「利用者は」を「署名利用者は」に、「利用者署名符号」を「署名利用者符号」に、「き損」を「毀損」に改め、同条第二号中「利用者は」を「署名利用者は」に、「利用者署名符号」を「署名利用者符号」に、「き損」を「毀損」に、「利用者に」を「署名利用者に」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に、「都道府県知事」を「機構」に改め、同条第三号中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に、「第六十一条」を「第七十三条」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第二十二条第七項の規定により住所地市町村長が利用者証明用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる事項を申請者に説明しなければならない。

一　電子利用者証明は電気通信回線に接続している電子計算機を利用しようとする者がその利用の際に行う措置であって、当該措置を行った者が機構が当該措置を行うことができるとした者と同一の者であることを証明するものであることから、法第二十三条の規定により、利用者証明利用者は、自己に係る利用者証明利用者符号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の利用者証明利用者符号の適切な管理を行わなければならないこと。

二　法第二十九条第一項の規定により、利用者証明利用者は、利用者証明利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該利用者証明利用者符号を記録した電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、住所地市町村長を経由して、速やかに当該利用者証明利用者に係る利用者証明用電子証明書を発行した機構にその旨を届け出なければならないこと。

三　虚偽の申請をして、不実の利用者証明用電子証明書を発行させた者は、法第七十三条の規定により罰せられること。

第十条の見出し中「都道府県知事」を「機構」に改め、同条第一項中「第三条第八項」の下に「及び第二十二条第八項」を加え、「総合行政ネットワーク」を「住民基本台帳ネットワークシステム（第三十七条第一項において「住民基本台帳ネットワークシステム」という。）」に改め、同条第二項中「により通知される申請書」を「による申請書」に、「利用者署名検証符号」を「署名利用者検証符号の通知」に、「により通知される電子証明書」を「による署名用電子証明書の通知」に、「都道府県知事」を「機構」に、「利用者署名検証符号並びに電子証明書」を「署名利用者検証符号並びに署名用電子証明書」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第二十二条第五項の規定による申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知並びに同条第六項の規定による利用者証明用電子証明書の通知を同条第八項の規定により電気通信回線を通じて送信するときは、住所地市町村長又は機構は、当該申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号並びに利用者証明用電子証明書を暗号化しなければならない。

第十一条の見出しを「（署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の様式）」に改め、同条中「電子証明書の様式」を「署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の様式」に、「利用者」を「署名利用者」に、「電子証明書の拡張領域」を「署名用電子証明書の拡張領域」に改める。

第十二条から第十九条までを削る。

第二十条の見出し中「発行記録」を「署名用電子証明書発行記録及び利用者証明用電子証明書発行記録」に改め、同条第一項中「発行記録」を「署名用電子証明書発行記録の記録及び保存並びに法第二十七条の規定による利用者証明用電子証明書発行記録」に、「ことによる」を「ことにより行う」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「機構」に、「発行記録を記録」を「署名用電子証明書発行記録及び利用者証明用電子証明書発行記録を記録し」に、「き損」を「毀損」に改め、同条を第十二条とする。

第二十一条の見出し中「失効申請等情報」を「署名用電子証明書失効申請等情報及び利用者証明用電子証明書失効申請等情報」に改め、同条第一項中「失効申請等情報」を「署名用電子証明書失効申請等情報」に、「ことによる」を「ことにより行う」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「機構」に、「失効申請等情報を記録」を「署名用電子証明書失効申請等情報及び利用者証明用電子証明書失効申請等情報を記録」に、「き損」を「毀損」に改め、同条を第十三条とする。

第二十二条の見出し中「異動等失効情報」を「署名利用者異動等失効情報及び利用者証明利用者異動等失効情報」に改め、同条第一項中「異動等失効情報」を「署名利用者異動等失効情報及び保存並びに法第三十一条の規定による利用者証明利用者異動等失効情報」に、「ことによる」を「ことにより行う」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「機構」に、「異動等失効情報を記録」を「署名利用者異動等失効情報及び利用者証明利用者異動等失効情報を記録し」に、「き損」を「毀損」に改め、同条を第十四条とする。

第二十三条の見出し中「記録誤り等に係る情報」を「署名用電子証明書記録誤り等に係る情報及び利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」に改め、同条第一項中「記録誤り等に係る情報」を「署名用電子証明書記録誤り等に係る情報及び保存並びに法第三十二条の規定による利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」に、「ことによる」を「ことにより行う」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「機構」に、「記録誤り等に係る情報を記録」を「署名用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録し」に、「き損」を「毀損」に改め、同条を第十五条とする。

第二十四条の見出しを「（署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存の方法）」に改め、同条第一項中「発行者署名符号の漏えい等に係る情報」を「署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存並びに法第三十三条の規定による利用者証明用電子証明書失効情報ファイル及び利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの記録」を「署名用電子証明書失効情報ファイル及び利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの記録」に、「き損」を「毀損」に改め、同条を第十六条とする。

第二十五条の見出しを「（署名用電子証明書失効情報ファイル及び利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存の方法）」に改め、同条第一項中「失効情報ファイルの記録」を「署名用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存並びに法第三十五条の規定による利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存並びに法第三十五条の規定による利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを記録し」に、「き損」を「毀損」に改め、同条を第十七条とする。

第二十六条の見出し中「入退場」を「入出場」に改め、同条中「入退場」を「入出場」に、「措置とは」を「措置は」に改め、同条第一号中「第三十三条まで」を削り、「利用者（電子署名及び認証業務に関する法律」の下に「（平成十二年法律第百二号）」を加え、「）次に」を「）次に」に改め、同号イ中「をいう」の下に「。第四十条第一号において同じ」を加え、同条を第十八条とする。

第二十七条中「措置とは」を「措置は」に改め、同条を第十九条とする。

第二十八条第一項中「措置とは」を「措置は」に改め、同条を第二十条とする。

第二十九条中「措置とは」を「措置は」に、「応じて」を「応じ」に改め、同条第三号ロ中「建築基準法」の下に「（昭和二十五年法律第二百一号）」を加え、同条を第二十一条とする。

第三十条中「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第五条第一項」を「令第八条第二号」に改め、同条第一号中「以下」の下に「この条において」を加え、「き損」を「毀損」に改め、同条第二号中「き損」を「毀損」に改め、同条を第二十二条とする。

第三十一条第一号中「第三十五条」を「第二十七条」に改め、同号イ中「実施する認証業務」の下に「（電子署名及び認証業務に関する法律第二条第二項に規定する認証業務をいう。第三十八条において同じ。）」を加え、同条を第二十三条とする。

第三十二条を第二十四条とし、第三十三条を第二十五条とし、第三十四条を第二十六条とする。